

知っておこう

# 任意後見制度

認知症などにより判断能力が不十分になると、金銭管理や買い物、その他日常生活の維持が困難になります。

任意後見制度とは、将来判断力が衰えたときのために、今のうちから信頼できる人(任意後見人)に将来の事を頼んでおく制度です。

ご自身やご家族の将来に備えるため、または地域に住む心配な人のため、任意後見制度について学んでみませんか？

日時

10/12  
(金)

14時00分～15時30分  
(13時30分より受付)

場所

上三川いきいきプラザ 大会議室

講師

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部所属  
荒川 剛栄 先生 (司法書士)

参加費

無料

対象

関心のある住民の皆様

申込み

平成30年10月5日(金)までに、下記へ電話  
でお申込みください。

備考

筆記用具をご持参ください。